

下水道分野における「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入について

1. ウォーターPPP導入の背景

(1) 国の動向

○国費支援の要件化

令和5年6月に策定されたPPP／PFI推進アクションプランにおいて、令和9年度までにウォーターPPPの導入を決定済であることが、污水管の改築に係る国費支援の要件となることが示された。

○下水道法の改正

下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故の発生を踏まえ、施設の老朽化状況の確実な把握、計画的な改築による下水道マネジメントの強化が下水道法の改正(令和8年7月15日成立)により義務付けられた。

(2) 本市が抱える課題と今後の方向性

【課題】

- ① 今後10年間で下水道事業に従事する上下水道局職員の約3割が定年退職する見込みであり、人員・人材不足によるサービス水準や技術力の低下が懸念される。
- ② 増大する標準耐用年数を経過した下水道管路をいかに限られたリソースでマネジメントしていくべきか。

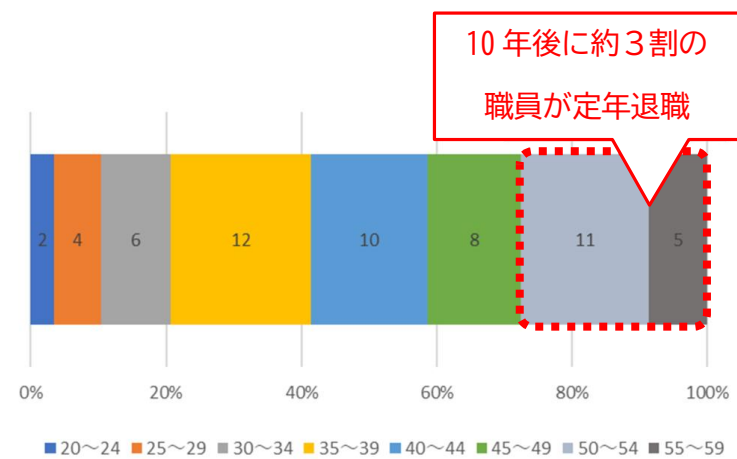


図 職員の年齢構成（R6.4時点）

【今後の方向性】

これらの課題を従来手法により解決し、**下水道のサービス水準を維持することは困難であるため、官民連携（ウォーターPPP）の導入が必要不可欠である。**

2. 本市が導入を目指すウォーターPPP事業の概要

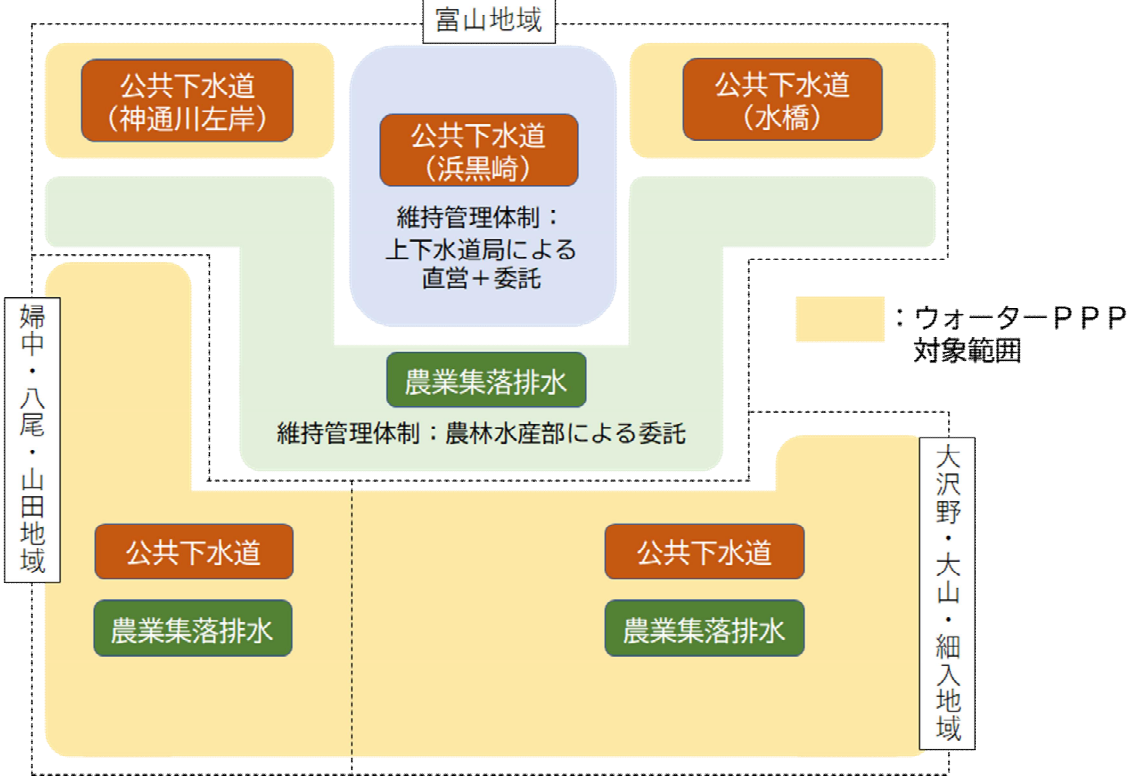
(1) 事業実施年度

令和10年度から令和19年度まで（10年間）

(2) 対象範囲

公共下水道（浜黒崎処理区除く）

農業集落排水施設（婦中、八尾、山田、大沢野、大山、細入地域）



(3) 対象施設

管路施設（下水道管、マンホールポンプ） ※ 汚水処理場は対象外

(4) 事業方式

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新実施型※1

※1 維持管理と更新（計画策定、設計、工事）を一括で民間事業者へ委託する方式

3. 今後のスケジュール

令和8年夏頃	募集概要（案）、要求水準書（案）公表、意見受付
令和9年4月	事業者応募公告（募集要項等公表）
令和9年秋頃	受託候補者決定、基本契約締結
令和10年度	事業開始（10年間）